

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年9月3日（火）

10：17～10：29

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

山下貴司 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）

根本匠 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

渡辺博道 国務大臣（復興大臣）

山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1件

○国会提出案件 2件

○政令 7件

○人事 4件

○報告 3件

○配布 3件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「オランダ国」及び「カタール国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、国家公務員及び自衛隊員に係る「平成30年度の倫理に関する状況報告」について、御決定をお願いいたします。本報告は、国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法に基づき、提出が義務付けられている各種報告書の提出件数及び倫理法の周知徹底のために講じた施策などを、国会に報告するものであります。

次に、政令7件について、御決定をお願いいたします。まず、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年9月7日とするものであり、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項第2号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義を定めるものであります。

次に、「沖縄復帰に伴う法務省関係法令適用の特別措置等に関する政令及び沖縄弁護士に関する政令の一部を改正する政令」、「塩事業法施行令の一部を改正する政令」、「成年被後見人等の権利制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律整備法の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令」の4政令は、成年被後見人等の権利制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律整備法の施行に伴い、成年被後見人等を資格等から一律に排除する規定の見直しに関連した所要の規定の整備等を行うものであります。

次に、「高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令」は、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、高圧ガス製造等の保安業務を行う際に必要な免状の試験等に係る手数料の額の引上げ等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。安倍内閣総理大臣、河野外務大臣及び世耕経済産業大臣が明日から6日まで、片山内閣府特命担当大臣が本日から6日まで東方経済フォーラム出席等のため、世耕経済産業大臣が7日から9日まで日・東南アジア諸国連合経済大臣会合及び東アジア地域包括的経済連携閣僚会合出席等のため、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、検査官森田祐司に会計検査院長を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、外務省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、外務審議官山崎和之に大臣官房付を命じ、その後任に、アジア大洋州局長金杉憲治を充てるもので

あります。

次に、相良弘文外134名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、国会所管、裁判所所管及び会計検査院所管の令和2年度予算概算要求書について、御報告があります。これらの概算要求書は、財政法に基づき、内閣に送付されたものであり、予算決算及び会計令に基づき、財務大臣に回付するものであります。

次に、配布資料といたしまして、「原子力白書」があります。本件につきましては、後程、平井大臣から御発言があります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、平井大臣。

○平井国務大臣：この度、原子力委員会において決定しました「平成30年度版原子力白書」を配布しております。

本白書では、一昨年、当委員会で策定した「原子力利用に関する基本的考え方」の内容を踏まえ、原子力政策に関する現状等を俯瞰的に説明しております。

白書等を通じて、国民の方々への説明をしっかりと果たしてまいります。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：河野大臣、世耕大臣及び片山大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、菅内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に、茂木大臣を経済産業大臣の臨時代理及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理に、石田大臣を地方創生、規制改革及び男女共同参画担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることといたします。なお、私も、明日から6日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、麻生副総理となりますので御了知願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

片山大臣から御発言がございます。

○片山国務大臣：地方分権改革の提案募集について、関係府省には、地方からの提案に対する第1次回答及び有識者ヒアリングに真摯に対応いただきました。しかしながら、これまでのところ、各府省との間で、検討の方向性が合致している事項もあれば、そこまでには至っていない事項もあります。

本日、関係府省に対し、第1次回答に対する地方からの見解を送付し、提案に関する再検討要請を行います。

政府としては、地方分権を推進する立場から、地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢を基本に取り組むこととしております。仮に実現困難な部分がある場合にも、その理由を、制度を所管する各府省が具体的な根拠を示して明確かつ迅速に説明し、また、現行規定で対応可能という場合にも、どうすればできるのかを通知等で具体的かつ丁寧を示すことにより、地方側の納得を得る必要があります。

関係閣僚におかれては、提案の最大限の実現へ向け、地方からの見解を自ら御確認いただき、再検討に当たって強力なリーダーシップを発揮していただきますようお願いいたします。

○菅内閣総理大臣：なお、海外出張された文部科学大臣及び国土交通大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令和元年 〕  
9 月 3 日 〕 (火)

## ◎一般案件

資料なし ☆ オランダ国駐劔特命全権大使堀之内秀久外 1 名に  
 交付すべき信任状及び前任特命全権大使猪俣弘司  
 外 1 名の解任状につき認証を仰ぐことについて  
 (決定) (外務省)

## ◎国会提出案件

資料あり ○ { 1. 平成 30 年度国家公務員の倫理の保持に関する  
 状況及び倫理の保持に関して講じた施策に  
 関する報告について (決定) (内閣官房)  
 1. 平成 30 年度自衛隊員の倫理の保持に関する  
 状況及び倫理の保持に関して講じた施策に  
 関する報告について (決定) (防衛省)

## ◎政 令

資料あり ○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改  
 正する法律の施行期日を定める政令 (決定)  
 (内閣府本府・文部科学・厚生労働省)  
 // ○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 8 条第 2  
 項第 2 号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属  
 する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政  
 令の一部を改正する政令 (決定) (同上)  
 // ○ 沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措  
 置等に関する政令及び沖縄弁護士に関する政令の  
 一部を改正する政令 (決定) (法務省)  
 // ○ 塩事業法施行令の一部を改正する政令 (決定)  
 (財務省)  
 // ○ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化  
 等を図るための関係法律の整備に関する法律の施  
 行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政  
 令 (決定) (国土交通省)

- 資料あり  
資料なし  
資料あり
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（決定）（環境・経済産業省）
  - 〃 ○ 高压ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令（決定）（経済産業・財務省）

◎ 人 事

- 資料あり  
資料なし  
資料あり
- ☆ 内閣総理大臣安倍晋三外3名の海外出張について（了解）
  - 検査官森田祐司に会計検査院長を命ずることについて（決定）
  - 〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
  - 〃 ☆ 元宮崎県事務吏員相良弘文外134名の叙位又は叙勲について（決定）

◎ 報 告

- 資料あり
- ☆ { 1. 国会所管令和2年度概算要求書  
1. 裁判所所管令和2年度概算要求書  
1. 会計検査院所管令和2年度概算要求書  
について（内閣官房）

◎ 配 布

- ☆ 平成30年度版原子力白書（内閣府本府）
- ☆ 月例経済報告（同上）
- ☆ 平成30年度一般会計歳入歳出決算等外3件を会計検査院に送付することについて（財務省）

[○署名あり ☆署名なし]